

中東呼吸器症候群(MERS)の対応について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記に中東呼吸器症候群(MERS)の対応を取り急ぎまとめましたのでご案内申し上げます。 謹白

平成27年1月21日から、中東呼吸器症候群(MERS)が二類感染症に追加されました。また最近では韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の対応について連日報道されています。国内の感染拡大を防ぐうえでも、中東呼吸器症候群(MERS)の感染が疑われる患者が発生した場合は、最寄りの保健所まで情報提供が必要です。地方の衛生研究所における本ウイルスのPCR検査と並行して、国立感染症研究所においてもPCR検査をして、早期に検査結果を確定させます。

MERS 擬似症患者の定義

1. 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にアラビア半島又はその周辺諸国に渡航又は居住していたもの。
2. 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽度の場合を含む)を呈し、発症前14日以内にアラビア半島又はその周辺諸国において医療機関を訪れたもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴(例:未殺菌乳の喫食)があるもの。
3. 発熱又は急性呼吸器症状を呈する者であって、発症前14日以内にアラビア半島又はその周辺諸国か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触したもの。

上記に当てはまる患者が来院されましたら、最寄りの保健所に連絡が必要です。

患者には、サージカルマスクを着用させ、できるだけ他の患者との接触のないように待機させてください。診療にあたっては、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底が必要です。

関連通知

中東呼吸器症候群(MERS)の国内発生時の対応について(平成 27 年 6 月 10 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)への対応に関する具体的な運用について(平成 27 年 6 月 5 日付け事務連絡)

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)への対応について(平成 27 年 6 月 4 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について(平成 27 年 6 月 1 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

中東呼吸器症候群(MERS)及び鳥インフルエンザ A(H7N9)の二類感染症への追加後の対応について(平成 27 年 1 月 21 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)